

立ち直り支援事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、非行少年等に対する立ち直りを支援するために行う事業（以下「立ち直り支援事業」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定める。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 支援対象少年等

非行等の問題を抱える概ね中学生以上で、次に掲げる者のうち、更生を図るために適切な支援が必要と認められる者をいう。

ア 過去に非行を犯した少年等

イ 将来、非行を犯す恐れのある少年等

ウ その他青少年課長が必要と認める少年等

(2) 関係機関等

埼玉県の機関、埼玉県警察本部、埼玉県内の市町村の機関、さいたま少年鑑別所、さいたま保護観察所、その他少年等の支援を行う団体等をいう。

(3) 協力団体等

企業、民間団体等で立ち直り支援事業に賛同し登録された団体等をいう。

(4) 支援担当者

関係機関等の支援対象少年等に対する支援を担当する職員をいう。

第3 立ち直り支援事業

この要領において、立ち直り支援事業とは、関係機関等がかかわっている支援対象少年等に対して、次の各号に定める各種活動を行うことによる当該少年等の立ち直りを支援するための事業を行うことをいう。

(1) 社会体験活動

体験活動を通じ、社会性を身に付けるとともに、地域とのつながりを持って自己と向

き合いながら目標を発見できる活動を行う。

(2) 就労体験活動

就労体験を通じて、社会生活の基礎的能力を習得させるとともに、信頼できる大人との出会いなどから勤労観や職業観を培う活動を行う。

(3) 学び直し支援活動

個々の学力に応じて、資格取得及び進学等に向けた基礎学力の習得を目指した支援を行う。

第4 協力団体等の募集等

立ち直り支援事業は、協力団体等と連携し、各種活動を実施する。協力団体等の募集等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 募集

埼玉県県民生活部青少年課（以下「青少年課」という。）は、企業、民間団体等に対し働き掛けを行い、協力団体等を募集する。

(2) 登録

立ち直り支援事業に賛同する協力団体等は、協力団体等登録申込書（別記第1号様式）、立ち直り支援事業協力団体等の登録に関する覚書（別記第2号様式）を青少年課に提出して、申し込むこととする。

青少年課は申込内容を確認し、青少年課長が協力団体等として適当であると認める場合は、協力団体等に対して立ち直り支援事業協力団体等登録通知書（別記第3号様式）を送付するとともに、協力団体等の了解を得て県ホームページ等で公開する。

(3) 登録内容の変更

協力団体等は、登録時に提出した協力団体等登録申込書（別記第1号様式）の内容に変更があった場合、速やかに立ち直り支援事業協力団体等登録内容変更申出書（別記第4号様式）により変更の申請を行う。

なお、団体名に変更があった場合は、新たに立ち直り支援事業協力団体等の登録に関する覚書（別記第2号様式）を提出する。

(4) 登録の取消

次の各号に定める行為があった場合は、登録を取り消すことができる。

その場合について、青少年課は立ち直り支援事業協力団体等登録解除通知書（別記第5号様式）を作成し、協力団体等に対して通知するものとする。

ア 協力団体等の代表者またはそれに準ずる者から登録取消の申し出があったとき

イ 廃業等による立ち直り支援事業の協力団体等として継続困難となったとき

ウ 協力団体等として登録時に提出した協力団体等登録申込書（別記第1号様式）及び立ち直り支援事業協力団体等の登録に関する覚書（別記第2号様式）等の内容に虚偽申告等が発覚したとき

エ 法令等の違反または処分を受けたとき

オ その他青少年課長が立ち直り支援事業の協力団体等として支障があると認めるとき

第5 活動の開始

関係機関等がかかわっている支援対象少年等に対して、この要領で定める各種活動を行う必要が認められ、活動を開始するときは、次の各号に定めるところによる。

(1) 青少年課への要請

立ち直り支援事業を利用する意向のある関係機関等の支援担当者は、立ち直り支援事業利用意向書（別記第6号様式）を作成し、青少年課宛て連絡する。

(2) 協力団体等の受入確認

関係機関等から受理した青少年課は、協力団体等に対して立ち直り支援事業利用意向書（別記第6号様式）を用いて支援対象少年等の受け入れの可否について確認する。

(3) 関係機関等への連絡

青少年課は関係機関等の支援担当者に対して、協力団体等の支援対象少年等の受け入れの可否について連絡するとともに、受け入れ可能であった場合には協力団体等との日程調整等を依頼する。

(4) 関係機関等と協力団体等の連絡調整

受け入れ可能である連絡を受理した関係機関等の支援担当者は、協力団体等に対して日程や体験内容等について連絡調整を図る。

(5) 青少年課に対する利用申請

日程等が決定した関係機関等の支援担当者は、当該日程等について立ち直り支援事業利用申請書（別記第7号様式）を作成し、青少年課宛て申請を行う。

(6) 関係機関等及び協力団体等に対する通知依頼

関係機関等から立ち直り支援事業利用申請書（別記第7号様式）を受理した青少年課は、青少年課長の決定を経て、関係機関等に対する立ち直り支援事業実施通知書（別記第8号様式）、協力団体等に対する立ち直り支援事業実施依頼書（別記第9号様式）をそれぞれ作成し、通知依頼を行うものとする。

(7) 関係機関等とのかかわりのない支援対象少年等に対する支援

関係機関等とのかかわりのない支援対象少年等またはその保護者が本事業の利用を希望する場合は、立ち直り支援事業支援申込書（別記第10号様式）を青少年課に提出する。

この場合、青少年課は、協力団体等の意向を踏まえた上、青少年課長の決定を経て、前記第5(6)に準じた通知依頼を行い、保護者は、活動開始から終了までの間、関係機関等及び支援担当者に準じた手続き等を行うこととする。

第6 活動の期間

立ち直り支援事業の各種活動に関する期間については、次の各号に定めるところによる。

(1) 期間の上限

支援対象少年等に対する各種活動の同一機会による活動期間の上限は、原則1人1回につき10日とする。

但し、青少年課長が活動の性格上、期間を定めることが適当でないとする場合はこの限りではない。

なお再度、同じ支援対象少年等に対して、別の機会により活動を行うことは妨げない。

(2) 期間の延長

関係機関等、協力団体等及び支援対象少年等の要請により、10日を超える活動の期間を希望した場合は、青少年課との協議の上、青少年課長が期間を延長することができる。

第7 活動の終了

この要領で定める各種活動を終了したときは、次の各号に定めるところによる。

(1) 関係機関等による活動終了報告

立ち直り支援事業を活用した関係機関等の支援担当者は、支援対象少年等及び協力団体等に確認するなどして立ち直り支援事業実施終了報告書（別記第12号様式）を作成し、

青少年課宛て報告する。

(2) 協力団体等による受入実施結果報告

立ち直り支援活動を受け入れた協力団体等は、立ち直り支援事業受入結果報告書（別記第 13 号様式）を作成し、青少年課宛て報告する。

(3) 報告期限

報告期限については、活動終了日から 15 日以内とする。

第 8 活動の途中経過報告等

この要領で定める各種活動の途中経過報告については、次の各号に定めるところによる。

(1) 途中経過報告

青少年課長が活動の性格上、期間を定めることが適当でないと認めた活動で 1 ヶ月以上にわたる活動となる関係機関等及び協力団体等は、立ち直り支援事業実施中間報告書（別記第 11 号様式）を作成し、青少年課宛て報告するものとする。

(2) 報告対象期間

長期間にわたる活動に関する報告対象期間については、1 ヶ月毎を単位とする。

なお報告は、月末を区切りとして行うものとする。

(3) 報告期限

報告期限については、当該報告月の翌月 15 日までとする。

第 9 報償金

青少年課は協力団体等に対して、1 日当たり 100,000 円を限度として、支援対象少年等 1 人につき 1 日当たり原則 5,000 円を支払うものとする。但し、別に定める場合は、この限りではない。

なお、報償金の限度額は、1 日に受け入れる支援対象少年等の人数を制限するものではない。

第 10 個人情報の管理

本事業に関係する職員、関係機関等及び協力団体等などは、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

また、個人情報に関する文書等については、適正に管理するものとする。

第 11 広報啓発活動

青少年課は、非行少年等立ち直り支援事業が、県民に広く理解され、協力団体等などの協力を得られるよう、広報誌や各種会合等を活用した情報発信活動などを積極的に推進する。

第 12 委任

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 29 年 10 月 10 日から施行する。
- 3 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要領は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。
- 5 この要領は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。